

# インフラ整備(道路、港湾、空港)の現状

## I 道路

### 1 道路の種類

- (1)道路法(第2条、第3条)上の道路  
 ①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④市町村道  
 (2)農道(土地改良法等)  
 (3)林道(森林法等) } 農村地域における農業用道路、森林の整備・保全を目的とした林道も道路として利用されている。  
 (4)私道

### 2 道路管理者と費用負担

	延長	道路の定義	道路管理者	費用負担	国の負担・補助の割合	
					新設・改築	維持・修繕
(1)道路法上の道路	①高速自動車国道	有料道路方式	国 (高速自動車国道法第6条)	高速道路会社	会社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る債務及び管理費を賄う(道路整備特別措置法第3条等)	
		新直轄方式		国 都道府県(政令市)	3/4負担 (高速自動車国道法第20条①)	10/10負担 (高速自動車国道法第20条①)
	②一般国道	直轄国道(指定区間)	<新築又は改築> 国 (道路法第12条)  <維持・修繕、その他の管理> 指定区間: 国 その他: 都道府県(政令市) (道路法第13条)	国 都道府県(政令市)	2/3負担 (道路法第50条①)	10/10負担 (道路法第49条)
		補助国道(指定区間外)		国 都道府県(政令市)	1/2負担 (道路法第50条①)	維持: - (道路法第49条) 修繕: 1/2以内 補助 (道路法第56条)
③都道府県道	129,393km(10.7%)	地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。(道路法第7条) ①市又は人口5千以上の町(以下これを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法第5条に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路 ②主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路 ③主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路 ④二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路 ⑤主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路 ⑥前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路	都道府県(政令市) (道路法第15条)	都道府県(政令市)	1/2以内 補助 (道路法第56条)	維持: - (道路法第49条) 修繕: 1/2補助 (修繕法第1条①)
			④市町村道	1,012,088km(84.1%)	市町村 (道路法第16条)	市町村
	計	1,203,858km(100%)				
(2)農道	180,792km うち舗装済延長距離 60,866km (舗装率33.7%)	幅員1.8~4.0m 106,492km 幅員4.0m以上 74,301km	都道府県 359km 市町村 122,353km 土地改良区等 58,080km	同左	一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り	
(3)林道	88,478km うち舗装済延長距離 36,411km (舗装率41.29%)	幅員1.8~4.0m 33,820km 幅員4.0m以上 54,658km	都道府県 6,992km 市町村 78,238km 森林組合等 3,248km	同左	一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り	

※ 道路法上の道路管理等は国土交通省 道路局 HPより、道路調査延長は「道路統計年報2008」により、農道・林道の延長等は平成17年農道・林道の整備状況調査による。

## II 港湾

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾 位置図

区分	定義(港湾法第2条②)	総数	港湾管理者			
			都道府県	市町村	港務局	一部事務組合
国際戦略港湾	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾	5	1	4	0	0
国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾	18	11	4	0	3
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾	103	83	16	1	3
地方港湾	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	809	505	304	0	0
計		935	600	328	1	6

(平成24年4月1日現在)



III 空港

空港分布図

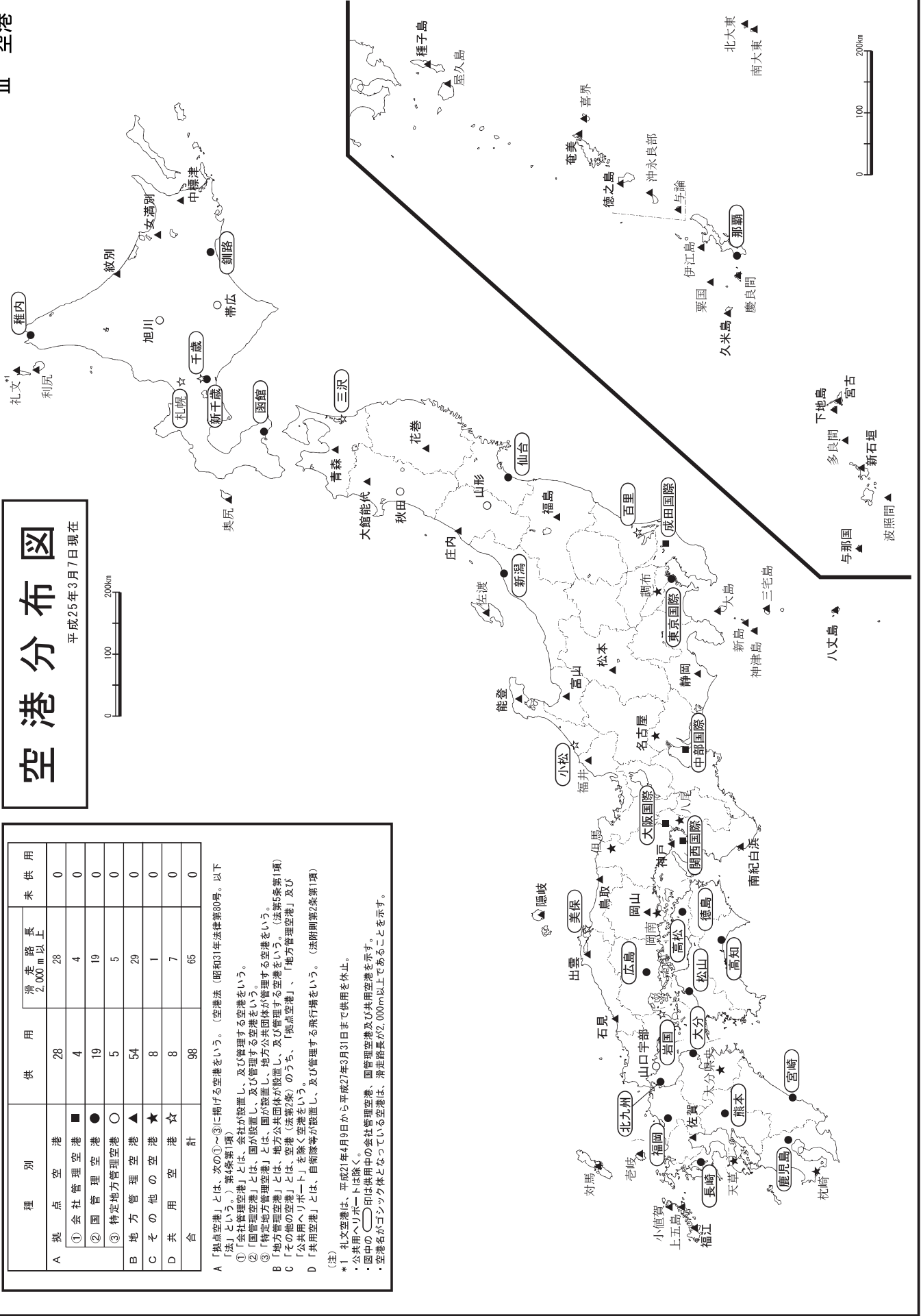
平成25年3月7日現在



種別	供用	滑走路長 2,000m以上	未供用
A 拠点空港	28	28	0
① 会社管理空港	4	4	0
② 国管理空港	19	19	0
③ 特定地方管理空港	5	5	0
B 地方管理空港	54	29	0
C その他の空港	8	1	0
D 共用空港	8	7	0
合 計	98	65	0

A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。(空港法(昭和31年法律第80号。以下「法」という。)第4条第1項)  
 ① 「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。  
 ② 「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。  
 ③ 「特定地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。  
 B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。(法第5条第1項)  
 C 「その他の空港」とは、空港(法第2条)のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「共用ヘリポート」を除く空港をいう。  
 D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。(法附則第2条第1項)

(注)  
 \*1 礼文空港は、平成21年4月9日から平成27年3月31日まで供用を休止。  
 \* 共用ヘリポートは除く。  
 ・ 図中の○印は使用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。  
 ・ 空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。



森林の多面的機能確保のための施策（平成 25 年度予定事業）

事業名		所管	事業の趣旨	支援（補助）対象者	主な支援（補助）対象
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	林野庁	○集約化・路網整備を通じた適切な森林施業。 ○間伐搬出等の森林施業と一体の路網整備。	〈森林経営計画（※1）認定者または特定 間伐等促進計画（※2）実施主体のみ〉 府県・市町村・森林組合等・森林所有者	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
	公的森林整備		○所有者の自助努力によっては適切な整備が行えない森林における広葉樹林化・針広混交林化。	〈森林所有者との協定締結時のみ〉 府県・市町村・森林組合等・NPO法人	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
	被害森林整備		○気象害等による被害森林であって、自助努力によっては適切な整備が行えない森林における人工造林等。	〈森林所有者との協定締結時のみ〉 府県・市町村・森林組合等・NPO法人・森林経営計画作成者	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
	保全松林緊急保護整備		○松くい虫被害が発生している松林の整備・樹種転換。	府県・市町村・森林組合等・森林所有者・森林経営計画作成者	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、衛生伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
	林業専用道等整備事業		○集約化や間伐等の森林施業と一体となって行われる林業専用道の整備等。	府県・市町村・森林組合等	○ <u>間伐</u> 等の森林施業と一体となって行われる林業専用道の開設。
美しい森林づくり基盤整備交付金			○二酸化炭素吸収作用の保全・強化のため、平成 32 年度までの追加的な間伐等。	〈特定間伐等促進計画実施主体のみ〉 市町村・森林組合等・森林所有者等	○間伐等促進法に定められた特定間伐等促進計画に基づく特定 <u>間伐</u> 等。 ○上記間伐に必要な路網整備。
森林・林業再生基盤づくり交付金			○効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりのための、施設・機械の整備等。	府県・市町村・森林組合等	○林業（ <u>間伐</u> ）に係る機械・施設の整備。 ○ <u>間伐材</u> など木質バイオマス利用促進施設の整備。 ○森林病虫害防除、野生鳥獣被害対策。 ○担い手の育成・確保。
間伐材マークの交付			○間伐推進の普及啓発及び間伐材の利用促進。	製造業者	○原則として主要木質部の間伐材使用割合 100%の製品を認定し、 <u>間伐材</u> マークを使用。
農山漁村地域整備交付金 （森林整備事業）	育成林整備事業	農水省 林野庁	○防災・減災対策の総合的な推進。	府県・市町村・森林組合等	○ <u>間伐</u> 作業等の森林施業に必要な路網を整備。
	共生環境整備事業		○地域活性化のための農山漁村地域の基盤整備。	府県・市町村	○森林の整備に必要な作業施設等を整備。 ○ <u>間伐材</u> 等を利用した簡易な健康促進施設を整備。
	機能回復整備事業			府県・市町村	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 等。
	山のみち地域づくり交付金			〈奥地森林地域のみ〉 府県・市町村・森林組合等・NPO法人	○ <u>間伐</u> 作業等の森林施業に必要な林道・森林作業道を整備。 ※独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、緑資源幹線林道事業を補助事業化。
木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業		環境省	○森林資源をエネルギー源として有効活用。	府県・市町村・民間団体	○需要・原料（未利用 <u>間伐材</u> 等）、事業採算性等の実現可能性を調査。 ○必要な施設を導入。
再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）			○再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開。	府県・市町村・民間団体	○再生可能エネルギーの調査、事業設計。 ○ <u>間伐材</u> 等の再生可能エネルギー、省エネ機器等の導入支援。 ○発電事業者の調査経費支援、利子補給。
地域経済循環創造事業交付金 ※H24 年度補正予算		総務省	○地域の資源と地域の資金とを結びつけ、持続可能な起業モデルを構築。	民間事業者 ※府県・市町村を経由してを支援	○ <u>間伐材</u> をチップ化。 ○ <u>間伐材</u> の木質燃料のための木材集積用地を確保。
県民税超過課税を財源とする事業		各府県	○災害防止、水源かん養等。	地方公共団体・民間団体	○ <u>間伐</u> 、広葉樹植栽、伐採、路網整備、普及啓発等。

※1 森林経営計画は、森林所有者または森林経営受託者が、集約化された森林で持続的な森林経営を行うために作成。

※2 特定間伐等促進計画は、市町村が、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）に基づき、京都議定書の第一約束期間における二酸化炭素の森林吸収目標達成に向けて森林の間伐等を促進するために作成。期間は平成 19～24 年度だが、平成 32 年度まで延長する法案が平成 25 年通常国会に提出された。

（注）林業に係る道の区分は次のとおり。なお、「路網」とは下記に加えて場合によっては公道等を含む道の総称。

- 林道：不特定多数が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線。
- 林業専用道：特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道をいい、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
- 森林作業道：特定の者が森林施業のために利用するものであり、林業機械の走行を予定するもの。

## 地域の実情に応じた取組例

### 1. 山形県金山町<sup>かねやままち</sup>

- 通常の杉は40～50年程度で伐採するところ、金山町では80年以上育てたものを伐採。杉の育成に適した町の気候を活かし他地域と差別化
- 金山町街並み景観条例（S61. 4. 1 施行）により、金山型住宅（白壁と切妻屋根を持ち在来工法で建てられた木造住宅）に対して最高50万円の助成金を交付することで、景観維持と木材・住宅産業の振興を図る。
- 普及を促すため、金山町森林組合は平成21年度に金山杉住宅仕様書を作成。  
→原木から住宅までセットでブランド化に成功。

参考 ・松田貢「景観にとけ込んだ暮らしづくり～杉から波及する100年計画の実践～」『町村週報』第2588号（H18. 4. 24）全国町村会  
・金山杉住宅をつくる会「提出資料」『第11回“木の家づくり”から林業再生を考える委員会』（H24. 12. 11）

### 2. 京都府旧日吉町<sup>ひよしちょう</sup>（現 南丹市）

- 日吉町森林組合が小規模山林所有者に、詳細な見積もりを含む森林施業プランを提示の上で、施業を受託。効率化により間伐材の売上で費用をまかない、所有者に負担をかけないことによりほとんどの所有者と成約。
  - ・複数の所有者の森林をまとめて集約的に間伐を実施。
  - ・作業道整備、機械化による効率化。
- 作業員を日雇いではなく正職員として雇用し、明確な給与査定を行うことで、人材の確保とモチベーションの維持を図る。

参考 ・林野庁森林整備部・静岡市『低炭素地域・国土形成推進調査報告書』（H21. 3）  
・国土交通省「国土の国民的経営 参考事例」『国土審議会計画部会第10回持続可能な国土管理専門委員会』（H18. 8. 25）

### 3. 岡山県西粟倉村<sup>にしあわくらそん</sup>

- 所有者に代わって村が森を10年間管理し、森林組合に間伐を再委託。
- 第三セクターで間伐材を木工品に加工し販売。所有者には収益を分配。

参考 ・林野庁『林業機械化推進事例の紹介』（H21年度）  
・『読売新聞』H24. 6. 14～H24. 6. 19「地方を生きる 第15部 百年の森林～岡山県西粟倉村から」

### 4. 福島県会津若松市<sup>あいづわかまつし</sup>

- 発電会社と地元のチップ会社が出資し、間伐材を燃料の中心とする全国初の発電所を建設。
- 発電会社は年間約6万トンのチップを使用し、燃料代として約5～6億円を地域に還元。
- 県と市による企業立地支援に加え、福島県は間伐材の運搬経費を支援。

参考 ・グリーン・サーマル(株)・会津若松市『立地記者会見』（H23. 2. 25）  
・農林水産省「参考資料」『第2回産業競争力会議』（H25. 2. 18）

## 市町村の現況等について

## I 市町村の現状について

## 1. 市町村数

平成 16 年度・17 年度に進んだ合併により市町村数が減少。

市町村数・・・1,719 (H25.1.1 現在) ←3,232 (H11.3.31 現在)

市・・・789

( うち政令市・・・20  
中核市・・・41  
特例市・・・40 )

町・・・746

村・・・184

## 2. 人口規模別市町村数

○最大 350 万人超から最小 200 人余りまで分布。

○人口 1 万人未満の市町村が 500 程度、なお 3 割弱に及ぶ。

## 人口の少ない市町村

順位	市町村名	人口(人)
1	青ヶ島村(東京都)	201
2	利島村(東京都)	341
3	御蔵島村(東京都)	348
4	粟島浦村(新潟県)	366
5	大川村(高知県)	411

## 人口の多い市町村

順位	市町村名	人口(人)
1	横浜市(神奈川県)	3,688,773
2	大阪市(大阪府)	2,665,314
3	名古屋市(愛知県)	2,263,894
4	札幌市(北海道)	1,913,545
5	神戸市(兵庫県)	1,544,200

※平成 22 年国勢調査 (H22.10.1 現在) に基づく。

## 3. 面積

2,000 km<sup>2</sup>を超える市町村がある一方で、100 km<sup>2</sup>未満の市町村が 4 割超を占める。

## 面積の大きい市町村

順位	市町村名	面積(km <sup>2</sup> )
1	高山市(岐阜県)	2,178
2	浜松市(静岡県)	1,558
3	日光市(栃木県)	1,450
4	北見市(北海道)	1,428
5	静岡市(静岡県)	1,412

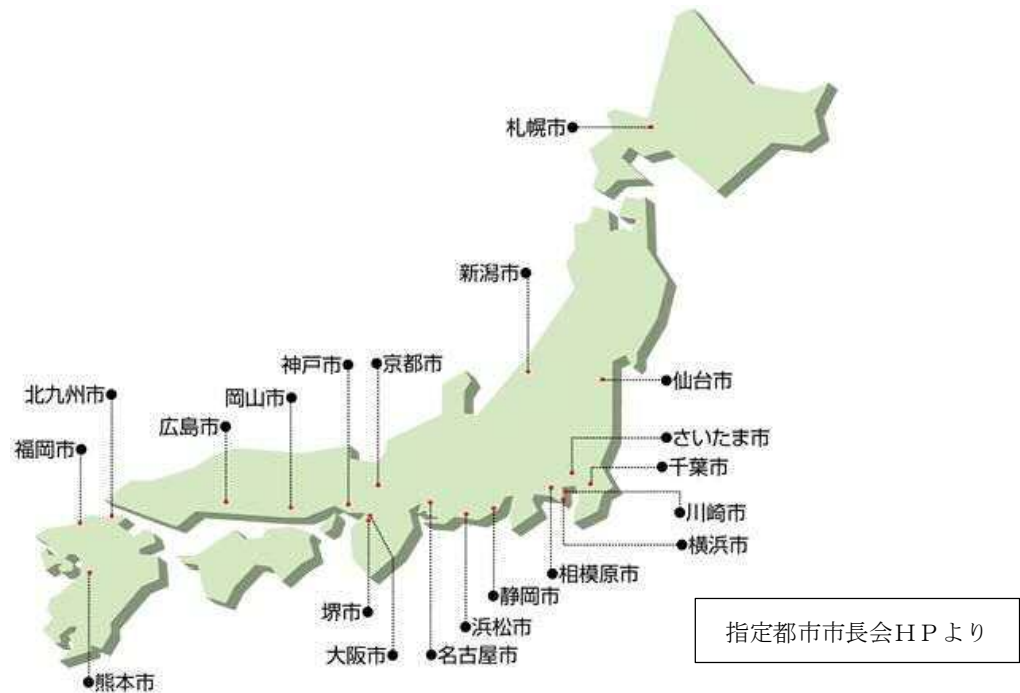
## 面積の小さい市町村

順位	市町村名	面積(km <sup>2</sup> )
1	舟橋村(富山県)	3.5
2	渡名喜村(沖縄県)	3.7
3	忠岡町(大阪府)	4.0
4	三宅町(奈良県)	4.0
5	利島村(東京都)	4.1

※全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院、H22.10.1 現在) に基づく。



## II 指定都市一覽



都市	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	移行年月日
大阪市	2,665,314	222	昭和31年9月1日
名古屋市	2,263,894	326	
京都市	1,474,015	828	
横浜市	3,688,773	437	
神戸市	1,544,200	552	
北九州市	976,846	488	昭和38年4月1日
札幌市	1,913,545	1,121	昭和47年4月1日
川崎市	1,425,512	143	
福岡市	1,463,743	341	
広島市	1,173,843	905	昭和55年4月1日
仙台市	1,045,986	784	平成元年4月1日
千葉市	961,749	272	平成4年4月1日
さいたま市	1,222,434	217	平成15年4月1日
静岡市	716,197	1,412	平成17年4月1日
堺市	841,966	150	平成18年4月1日
新潟市	811,901	726	平成19年4月1日
浜松市	800,866	1,558	
岡山市	709,584	790	平成21年4月1日
相模原市	717,544	329	平成22年4月1日
熊本市	734,474	390	平成24年4月1日

※人口は平成22年国勢調査（H22.10.1現在）に基づく。

※面積は全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院、H22.10.1現在）に基づく。

### Ⅲ 大都市部の市町村の姿

	平均人口 (人)	平均面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	高齢化率 (%)	財政力 指数	実質 公債費 比率 (%)	不交付 団体
市町村全体	69,291	216.6	319.9	24.6	0.51	11.4	54
大都市部の市町村	180,174	61.1	2,949.0	20.9	0.83	8.0	22
東京 23 区・横浜市・ 川崎市・さいたま市・ 千葉市の通勤・通学 10%圏	199,570	55.6	3,588.5	20.1	0.89	7.0	12
名古屋市の通勤・通学 10%圏	130,353	47.9	2,719.0	20.7	0.96	5.5	8
大阪市・堺市・ 神戸市・京都市の 通勤・通学 10%圏	178,087	73.9	2,411.2	22.1	0.70	10.4	2
その他の地域	50,067	243.5	205.6	26.8	0.45	12.0	32

※平均面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院、H22.10.1 現在）により算出。

※平均人口及び高齢化率は、平成 22 年国勢調査により算出。

※財政力指数及び実質公債費比率は、平成 23 年度決算の市町村平均による。

※不交付団体数は、平成 24 年度普通交付税の算定による。



#### IV 「平成の合併」について（概要）

##### 合併の進捗状況等

平成 11 年以來、基礎自治体の行財政基盤確立のため、全国的に市町村合併を推進  
平成 11 年～平成 17 年：手厚い財政措置（合併特例債の創設や合併算定替の期間延長）  
平成 17 年～：国・都道府県の積極的な関与



市町村数：3,232（H11.3.31）⇒1,727（H22.3.31）となり、相当程度進捗

##### 平成の合併の評価

合併の本来の効果が現れるまでには 10 年程度の期間が必要であると考えられ、現時点では短期的な影響の分析に止まらざるを得ないが、多くの合併市町村の行政・住民、また世論の合併への評価は大きく分かれている。

《評価の背景》

##### 合併による主な効果

- ① 専門職員の配置など住民サービス提供体制の充実強化
- ② 少子高齢化への対応
- ③ 広域的なまちづくり
- ④ 適正な職員の配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化

##### 合併による主な問題点・課題

- ① 周辺部の旧市町村の活力喪失
- ② 住民の声が届きにくくなっている
- ③ 住民サービスの低下
- ④ 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的な地名などの喪失

##### これからの基礎自治体の展望

地域主権改革の進展等により、基礎自治体である市町村の役割はより一層重要になる。



- ① 市町村合併による行財政基盤の強化
- ② 共同処理方式による周辺市町村間での広域連携
- ③ 都道府県による補完 など

⇒ それぞれの市町村がこれらの中から最も適した仕組みを自ら選択

『平成の合併』について 概要（平成 22 年 3 月総務省公表）（抜粋）

## 道州制と大都市圏の扱い

佐々木 信夫  
(中央大学教授)

0. 道州制の設計は、大都市（圏）の位置づけを日本列島にしっかり置いた上で、都市国家にふさわしい「新たな国のかたち」を創造することが望ましい。例えば、10州+2都（都市州）といった形。10州に現政令市等を類型化し都市制度として組み込む。

1.

### ——第I部（道州制）——

#### 1. 道州制の理念、目的

(1) 理念～時代にあった「あたらしい国のかたち」をつくる

- ①グローバル化の進行、規格量産時代から多価・知価創造の時代へ
- ②公共サービスも統一性、公平性、国の指導力発揮の集権型の時代は終焉へ
- ③代わり都市国家にふさわしい多様性、迅速性、国民参画の分権型の時代へ

(2) 目的～東京一極集中構造の破壊と中央集権体制の解体、地域主権型国家の形成

- ①繁栄拠点の多極化とダイナミズムによって日本全体を活性化。危機管理型体制
- ②世界と戦える経済力の確保。広域化による道州の行財政の強化と戦略化
- ③効率的、効果的な統治機構へ大再編。賢い簡素な政府機構（国、州、市町村）
- ④地域主権（民主主義）の確立で住民参加、住民本位の街づくり、地域づくりへ
- ⑤各地の潜在能力の発揮。経済、文化、歴史、観光、産業など経済資源の活性化

#### 2. 道州制論議の背景

- (1) 分権国家論、広域化論～平成大合併の次は道州制へ、大阪都構想など新たな動き
- (2) 財政再建論～増税を回避、統治機構のスリム化（省庁再編と府県廃止、道州制）
- (3) 大震災復興論～大阪都、東北州復興モデルを先行、全国的な道州制展開へつなぐ

#### 3. 道州制の意義

- ①現行の都道府県を廃止し、広域圏を単位に約10州+2都市州につくり変える。
- ②国の本省権限の移譲、出先機関、都道府県を純化統合し、賢い州政府をつくる。
- ③州政府＝公選の知事と議会をおく地方自治体とし、交通、産業、環境、観光、対外交渉などの広域政策を展開する内政の拠点にする。

#### 4. 道州制の種類

種類	知事	議会	役割	自治権	
① 地方庁	官選	公選	不完全自治体	△	←中央集権型道州制
② 道州制	公選	公選	広域自治体	○	←地域主権型道州制
③ 連邦制	公選	公選	独立地方政府	◎	←連邦制型道州制

\*ただし、選択肢は①、③はなく、②を軸に立法権、行政権、司法権の一部をもたせる。

### —— 第Ⅱ部（大都市） ——

#### 5. 大都市（圏）の特質

\*国民の80%近くが居住する大都市、中都市、小都市を軸とする道州制の都市制度。基本的に“稼げるところに稼がせる”が原則で、都市の能力を最大限生かすこと。

- (1) 大都市へ中枢管理機能が集積～“集積が集積”を呼ぶメカニズムが作用し発展
- (2) 大都市「機能面」の特質～①中枢性、②高集積、③多様性、④多層性、⑤広域性  
大都市「需要面」の特質～①巨大性、②多様性、③サービス化、④特殊昼間需要
- (3) 大都市制度の設計～「大都市一体性」原則と「住民自治」原則をどう両立するか。  
現行の指定都市制度は一体性原則と自治原則の両立の点でいずれも中途半端。  
都（都区）制度は、大都市の範囲を逸脱（府県扱い）し特別区の自治権が弱い。

#### 6. 二系統の大都市制度

日本の現状は、大都市に特例を認める都市制度が二系統ある。政令指定都市と都（都区）制度。前者は市町村の大都市に関する特例であり、後者は府県に関する特例である。

ただ、大都市特例の政令指定都市に20%、中核市に2%、特例市に10%の人口が居住し、都区制度区域に10%の人口が居住している。合わせると国民の50%超をカバーしている。結果、府県の役割があいまい化、空洞化が著しい。むしろ弊害が拡大している。道州制移行の際、東京及び主な大都市をどう扱うかは道州制の設計上重要な論点となる。

## 7. 2都（都市州）構想の要点

- (1) **背景**～歴史的には東京、大阪が日本の機関車であり、現在の東京一極集中はゆがんだ姿。道州移行時に正常化する方向が望ましく、東京（首都）、大阪（副首都）を他の道州と同格の都市州（都と呼称）とする。世界の都市間競争に勝てる大都市の育成、大都市（圏）を簡素で効率的な一重の行政構造へ転換することが馬力が出る。
- (2) **主要国の例**～大きく3類型①特例都市タイプ（指定都市に近い制度。マルセイユ、リヨン）、②特別市タイプ（州・府県と同格市でミュンヘン、ケルン）、③都市州タイプ（都制に近い制度。内部団体として自治区を包含。韓国広域市、ドイツ都市州）。
- (3) **都市州の意義**～広域自治体の道州に包含されない、道州と同格の「大都市制度」としての都市州（都）を創設。他の政令市（A、B、Cの類型化し扱いを変える）も、AとBを特別自治市（特別市）。Cは一般政令市。中核市と特例市を統合、準政令市へ。ただし、ここでいう都は、東京特別区とグレーター大阪（図⑬）の限定した区域へ。
- (4) **地方との共生**～基本的に地方税で自立できる税財政の仕組みとする。市町村税と道州税を一元化した「共同税」の創設。及び都市州と他の道州間との水平的財政調整（共有税）を通じて、大都市の果実を全国に行き渡らせる仕組みとする。
- (5) **内部自治の充実**～大都市経営の一体的権限の行使と同時に、内部に自治区等の仕組み（都市州は特別区制度、他の特別市、一般政令市は自治区制度採用）を構想し、生活者レベルのコミュニティを重視した自治運営を制度化。草の根民主主義の実現。
- (6) **メリット**～①経済的効果大（2都でGDPを数%引き上げることは可能）、②政治的効果（国会、府県議員の大幅削減ほか）、③行政的効果（重複投資をなくし、行政効率化で大幅な経費削減も）、④産業効果（地域圏による都市間競争）、⑤市民生活効果（州と市の一体化で利便性も有効性も向上）、⑥国際的効果（世界の大都市と伍す。港湾・空港機能強化。貿易・交流活発化など日本経済の再生が可能）

## 8. 直面する東京の扱い（難問中の難問）

\* 東京都でGDPの20%（92兆円）、国税収入の4割（20兆円超）、地方税の2割（3.4兆円）を集めるメガポリス。これを道州制移行時にどう効果的に設計するか。

- (1) **エリアの問題**～①関東圏（1都7県）が区画なら人口4千万超で総人口の1/3を超  
②東京圏（1都3県）でも、人口3千万超で総人口の1/4を占める  
③東京都（行政圏）でも国民の1割、国税収入の4割、集中の批判

(2) ②の場合、東京圏州知事の権限突出～

- ①他の道州に比べ、政治的権威は首相並み（韓国ソウル）
- ②国政とねじれる可能性あり（野党が首都を握るケース）
- ③首都圏警察を国の直轄とするか、自治体警察とするか

(3) 23区の扱い～①都区制度を維持するか、その際、都は州に包括するか、別扱いか  
②特例型の道州とするなら、憲法95条の府県の住民投票を要する

(4) 現在、提案される東京の選択

- ①都市連合構想～1都3県を州。23区は各東京〇〇市に変える。広域は都市連合方式
- ②東京圏広域連合構想～道州制ではなく、1都3県で広域連合。連合長は東京都知事
- ③「東京市」構想～東京圏で道州制。東京23区を廃止し、新たに「東京市」（特別市）
- ④「都市州」構想A～1都3県で関東州。うち東京23区域を都市州（特別州）で独立
- ⑤「都市州」構想B～北関東州（埼玉含む）、南関東州に分割し、東京区部を都市州に。

---

参考文献：佐々木信夫『新たな「日本のかたち」—脱中央依存と道州制』（角川SSC新書）  
同 『道州制』（ちくま新書）